

電波監理審議会（第1086回）議事録

1 日時

令和3年3月10日（水）10：00～11：30

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

日比野 隆司（会長）、兼松 由理子（会長代理）、笹瀬 巖、  
長田 三紀、林 秀弥

(2) 審理官

藤田 和重、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 博史（情報流通行政局長）、藤野 克（大臣官房審議官）、  
犬童 周作（総務課長）、井幡 晃三（放送政策課長）、  
佐藤 輝彦（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

竹内 芳明（総合通信基盤局長）、鈴木 信也（電波部長）、  
吉田 正彦（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、  
片桐 広逸（基幹・衛星移動通信課長）、翁長 久（移動通信課長）、  
田中 博（移動通信企画官）、山口 修治（電波環境課長）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

## 4 目次

(1) 開 会 .....	1
(2) 議決事項	
会長及び会長代理の選出について .....	2
(3) 諮問事項（総合通信基盤局）	
① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（広帯域電力線搬送通信設備の高度化のための制度整備等） （諮問第7号） .....	6
② 航空機局の無線設備等保守規程の認定 （諮問第8号） .....	13
(4) 報告事項（総合通信基盤局）	
① 令和3年度電波の利用状況調査 .....	18
② 第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画 に係る認定申請の受付開始 .....	24
(5) 諮問事項（情報流通行政局）	
① 日本放送協会放送受信規約の変更の認可 （諮問第9号） .....	29
② 日本放送協会に対する令和3年度国際放送等実施要請 （諮問第10号） .....	33
(6) 閉 会 .....	38

## 開 会

○高田幹事 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

本日は、会長選任までの間、事務局において議事を進行させていただきます。  
よろしくお願いをいたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症につきまして、依然として感染対策の継続が要請されている状況にありますことから、本日の3月期定例会議については、会長代理の御判断により、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づき、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、議決事項1件、諮問事項4件、報告事項2件となっております。

最初に、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介いたします。3月1日付で吉田前会長が御退任されまして、3月2日付で新たに慶應塾大学理工学部情報工学科教授の笹瀬巖委員が任命されております。

笹瀬委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○笹瀬委員 ただいま御紹介にあずかりました笹瀬でございます。

私は今、慶應義塾大学理工学部情報工学科に勤めております。私は、これまで衛星通信、固定マイクロ通信、移動体通信、無線LAN、アドホックネットワークなどのデジタル無線通信システムと、それからネットワークに関する研究に携わってきました。特に総務省の皆様には、これまでいろいろ御指導、御支援いただき、ありがとうございます。

御存じのとおり、電波は非常に重要で、国民生活にとっても大変重要な役割を果たしております。ニーズはますます増えるに違いないと思っております。特に5Gとビヨンド5G、それからIoTに関して電波の利用が急速に進展し

ていきますので、電波の有効利用はますます重要になってまいります。そういうことで、国としても公共の福祉に役立つように、公正公明な電波の監理が非常に重要だと思っておりますので、私も微力ですけれども、精一杯務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○高田幹事 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、長田委員ですけれど、3月1日付で任期満了でございましたが、3月2日付で引き続き委員に再任をされてございます。

長田委員からも一言御挨拶をお願いできればと思います。お願いいたします。

○長田委員 長田でございます。前期に引き続き、また委員を務めさせていただくことになりました。電波監理審議会という非常に重要な役割を担いながら、ユーザー目線というんでしょうか、消費者の目線でまたいろいろと発言をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高田幹事 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

## 議決事項

会長及び会長代理の選出について

○高田幹事 それでは、議決事項といたしまして、会長の選任に移りたいと存じます。

会長の選任につきましては、電波法99条の2の2第2項におきまして、「委員の互選により選任する」と規定をされております。

まず、会長の候補者の御推薦をいただきたいと思います。委員の先生方からいかがでございましょうか。

○兼松委員 よろしいでしょうか。

○高田幹事 兼松先生、お願いいたします。

○兼松委員 前会長、吉田会長は学識経験者でいらっしゃるしまして、理科系の委員でいらっしゃるんですけれども、このたびは違う分野ということで、経済界の方からがよろしいのかなと思っております。そういう意味で、日比野委員を会長にと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「賛成」の声あり)

○高田幹事 ありがとうございます。ただいま、兼松委員のほうから日比野委員を会長に御推薦をいただきました。皆様方、御異存ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高田幹事 ありがとうございます。委員の先生方、御異議ないようでございますので、日比野委員、お引受けをいただけますでしょうか。

○日比野委員 承知いたしました。よろしくお願いいたします。

○高田幹事 ありがとうございます。

それでは、会長は日比野委員にお願いをいたしたいと存じます。

改めまして、日比野会長から御挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いをいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。前任の吉田先生のような、電波に関する専門的な知見も持ち合わせておりませんので、甚だ力不足ではございますけれども、ほかの委員の皆様、それから総務省の関係者の皆様のサポートをいただいで、何とか務めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、足元の情勢を踏まえて、世間を騒がせております放送事業者、通信事業者との会食接待問題に関して一言だけ申し上げておきたいと思えます。

当審議会が期待される機能を十全に果たす上で、総務省の前さばきにおける

公正性というのは大前提でございまして、万一そこに疑念が抱かれるようなことがあれば、当審議会の存在意義にも関わりかねないと思います。そういう意味で、関係部局におかれましては、通信放送行政の公正性に無用な疑念を抱かれることのなきよう、そして今後も我が国の通信放送分野をしっかりとリードしていただくことを期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

○高田幹事 ありがとうございます。それでは、会長のほうが選任をされましたので、ただいまからの議事につきましては日比野会長のほうに議事の進行をお譲りしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○日比野会長 それでは、ここからは私が議事の進行を務めさせていただきます。

最初に、会長代理につきましては、電波法第99条の2の2第4項におきまして、「あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない」と規定をされております。私としましては、引き続き兼松委員にお願いできればと思いますが、皆様いかがでございでしょうか。

(「賛成」の声あり)

○日比野会長 ありがとうございます。兼松委員、お引受けいただけますでしょうか。

○兼松委員 はい、かしこまりました。承知いたしました。

○日比野会長 それでは、会長代理は引き続き兼松委員にお願いをしたいと思います。兼松代理からも一言御挨拶をいただければと思います。よろしく願いします。

○兼松代理 このたび、引き続き会長代理を務めさせていただくことになりました兼松でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私のほうは、委員になったときから会長代理をやっておりまして、非常に心

もとない会長代理でございますけれども、何とか微力ながらも会長をお助けしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、今会長からも一言ありましたけれども、現在総務省のほうで会食問題あるいは放送法違反の問題が生じておりまして、放送も通信もいずれも免許業種でございます、非常に限られた数のプレーヤーが競争するという市場になっているわけですので、一般の事業ももちろんそうなんですけれども、より一層襟を正してまいる必要があるのではないかと考えております。そういう意味で、私ども審議会も、これからもより一層公正中立ということに厳しい目を向けてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

○日比野会長 よろしく願いいたします。

それでは、諮問事項の審議に入りますので、総合通信基盤局の職員に入室するよう連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○日比野会長 それでは始めたいと思います。審議に先立ちまして、総務省の皆様には御挨拶をいたします。

電波監理審議会委員の互選によりまして、つい先ほど電波監理審議会会長に就任しました日比野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

何分不慣れなこともございまして、皆様の協力をいただきながら、会長としての責務を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

兼松会長代理、どうぞ。

○兼松代理 引き続き会長代理を務めます兼松でございます。よろしく願いいたします。

総合通信基盤局におかれましては、現在、NTTとの会食問題等発生してお

りまして、これは私としては非常に残念なことだと思っております。通信の分野におきましては免許業種でございまして、プレーヤーも非常に限られている中での競争ですので、より一層、公正中立ということを心がけて業務に当たっていただきたいと思っておりますし、私どもも、総務省の立案される施策を審議させていただくわけですけれども、この公正中立という点にはより一層厳しい目を持って臨みたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いたします。

○日比野会長 私も全く同意見でございまして、どうぞよろしく願いたします。

## 諮問事項（総合通信基盤局）

（１）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（広帯域電力線搬送通信設備の高度化のための制度整備等）

（諮問第 7 号）

○日比野会長 それでは、審議に入りたいと思います。

諮問第 7 号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（広域帯電力線搬送通信設備の高度化のための制度整備等）」につきまして、山口電波環境課長から説明をお願いいたします。

○山口電波環境課長 ありがとうございます。電波環境課でございます。

諮問第 7 号、説明資料の 1 ページ目を御覧ください。

電波法施行規則等の一部を改正する省令案ということで、1 のところに書いてあります諮問概要にお示ししておりますとおり、広帯域電力線搬送通信設備の高度化に係る制度に関するもの、それから高周波利用設備の変更工事に係る

手続の簡素化に係る制度に関するもの、これらの制度整備に係る省令案等の改正事項について御説明をさせていただきます。

3 ページを御覧ください。

広帯域電力線搬送通信設備の高度化のための制度整備の概要でございます。

広帯域電力線搬送通信設備、いわゆる電力線を利用して通信を可能にするシステムでございます。電力線搬送通信、英語表記 Power Line Communication となりますので、このシステムのことを一般に PLC と呼んでございます。この電力線を利用する PLC システムでございますが、敷設済みの電力線を使って容易に通信ネットワークを構築できる一方で、通常の通信線とは異なりますので、電力線から漏えいする電波が他の無線システムに干渉を及ぼしてしまう懸念がありまして、特に下段のところの右下にお示しております 2 MHz から 30 MHz という広帯域を利用する高速 PLC では、使用周波数帯域に航空・海上通信など重要無線通信などがございまして、漏えいによる干渉の影響が大きいと、一定の条件の下での利用を可能としてございます。

このため、上段の右のところには絵がございまして、現在一般家庭の屋内を中心に利用可能としておりまして、屋外につきましては、屋内の分電盤と接続ができる範囲、例えば住宅周辺の監視カメラとか EV 充電スタンドなど、こういう利用をその範囲で可能にしているものでございます。

今般の制度改正は、この一般家庭を中心とする利用範囲を情報通信審議会での技術的検討を踏まえまして拡大していきたいというものでございます。

4 ページ目を御覧ください。

こちら、拡大範囲でございまして、下段に写真でお示しておりますが、主目的は工場内の電力線で広帯域 PLC 設備の利用を可能としていきたいというものでございます。具体的には、現在家庭用が主であるために 100V、20

0 Vの単相交流の電力線の利用にとどめておりますが、これを600 V以下の単相及び三相交流の利用まで可能にしていきたいというものでございます。これにより、工場内のセンサー情報の収集にも利用可能となるため、工場内のIoT基盤構築を容易に実現できる、有効な手段ということで期待されてございます。

工場の設備稼働状況だとか故障予知診断、労働者の動線監視などに利用できまして、利便性、生産性向上に貢献でき、また広帯域のPLCマーケットの拡大にも期待される分野ということでございます。

そのほか、その右にございます鉄の船でございます鋼船内も、その構造から通信ネットワーク敷設が困難であるためPLCニーズが高く、船内でインターネットが利用できるよう、鋼船内の利用も可能にしたいというものでございます。併せて、スタジアムなど上空が覆われていない建物内でも一定の条件の下で屋内用広帯域PLCを利用可能として、これによって照明制御などへの適用が期待されているところでございます。また、離れた建物のセンサー情報等を収集可能とするために、建物間の地中、水中に配線された電力線についても屋内用広帯域PLCの利用を可能にしていきたいというものでございます。

これに関わる関連規定となります電波法施行規則第44条、無線設備規則第59条などを改正するために諮問をさせていただいているものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

高周波利用設備の変更工事に係る手続の簡素化に関する改正になります。

高周波利用設備とは、10 kHz以上の高周波電流を利用する設備でございまして、半導体製造装置で利用される高周波電源、無線充電装置や金属材質に印字を行うレーザーマーカ、あるいは電気メスや超音波洗浄装置など、製造、医療現場で多くの装置が利用されてございます。

これらは、電波を発射することを目的としておりませんが、こういった高周波を利用する設備を利用することで、意図せず電波が漏えいしてしまう場合もありますことから、現在高周波出力50Wを超えるものには漏えい電波で無線設備に影響しないかを確認するために許可制度を導入してございます。

他方で、例えば半導体の製造装置の高周波電源が故障して同一仕様の予備品に取替える場合にも、現在は改めて設置許可を取得していただく必要があるわけですが、今般、同一仕様の予備品への取替えなど、既に許可された範囲内の装置に取り替える場合には届出による処理を可能とするため、制度改正を行いたいというものでございます。

関連団体等からの御要望もあって、これに対応するため、電波法施行規則別表第6号と無線局免許手続規則別表第9号の改正を行いたいというものでございます。

なお、9ページ以降に、昨年12月25日から本年1月28日までの間、実施いたしましたパブリックコメントの意見と総務省の考え方を添付させていただいております。関連する意見の御提出は13件ございまして、12件が賛同意見で1件が反対意見でございましたが、反対の御意見は、今般の広帯域PLCの高度化に係る制度改正に直接関わるものではなく、平成18年度に情報通信審議会答申で、有識者の方々に適切ということで御承認されたコモンモード電流による規律に関する御意見でございましたので、その旨、考え方のところにお示しをしているところでございます。

私からの御説明は以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○笹瀬委員 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、笹瀬委員、お願いします。

○笹瀬委員 非常に利用の範囲が広くて、特に電力線をうまく使うことでいいと思います。

ただ、心配なのは、例えば、運用上の問題だと思いますけれども、スタジアム等で使う場合ですね。離隔距離が周辺の建物で30メートル以上と決まっているのですけれども、これは固定のものだけじゃなくて、例えばスタジアムだと上空にドローンが飛んだりする可能性もあるので、そういうことに関しては、きちんと運用で検討されるということでよろしいでしょうか。

○山口電波環境課長 ありがとうございます。1点補足をさせていただきます。3ページで広帯域PLCの利用周波数を書いてございまして、2MHzから30MHzまでですので、いわゆるドローン等で利用する周波数帯とは異なるので、ドローンに関してはこの漏えい電波は影響を及ぼさないものと考えております。そのほかもこの周波数帯における技術的検討はしておりますけれども、運用上対応しないといけないところが出てきましたら、運用上の調整を設置者の方と行っていただくことになると考えてございます。

以上でございます。

○笹瀬委員 分かりました。ドローンに、通信機能を含むセンサーやカメラなどの機器が搭載された場合に、無線LANの周波数が近くなったら混信が起こる可能性はあるのではないかという質問でした。

以上です。

○山口電波環境課長 ありがとうございます。無線LANの周波数帯につきましても、一般には2.4GHz帯や5GHz帯となり高速PLCの帯域とは異なる帯域なので、大きく影響が出てくることはないと考えております。

○笹瀬委員 分かりました。

○日比野会長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 よろしくお願ひします。

○兼松代理 兼松です。御説明ありがとうございます。単なる確認ですけれども、令和元年7月に情報通信審議会から一部答申があつて、それから1年半ぐらい経っているわけですけれども、その間はやはり何か技術的な検討とかをされていたのでしょうか。

○山口電波環境課長 ありがとうございます。情報通信審議会答申の時期は令和元年7月ですけれども、少し手続に不備がございまして、その手続で12月ぐらいまでかかっておりまして、日付としては7月答申ですけれども、確認を要したというのが1点でございます。

それから、今回の技術的検討後に、いろいろな実験試験設備などの検討もされておりましたので、そういった状況も加味できるかなと考えていたところもありまして、そのような状況も踏まえたことで少し時間を要してしまいましたけれども、最終的にはその答申を受けた内容で制度化をさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○兼松代理 ありがとうございます。了解いたしました。

○日比野会長 よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

林先生、よろしいでしょうか。

○林委員 大丈夫でございます。ありがとうございます。

○日比野会長 長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 国立天文台さんからいただいている御意見で、今回は直接関係はしないものだということは理解したのですけれども、電波環境について何か御心配なさっていらっしゃる可能性があるのではないかとというのが推測される御意見を出されていらっしゃるようですので、どういうことを御心配なのかは、一度対

話をしていただけるといいと思いました。

以上です。

○日比野会長 ありがとうございます。いかがでしょう。

○山口電波環境課長 ありがとうございます。天文台の先生、御提案された先生方とは、日頃よりいろいろと意見交換をさせていただいております。

やはり、周波数帯に電波天文の受信で使われるような周波数がございますので、そういったところに対する電波環境が悪くならないようにという視点で、常に気を配っていらっしゃるということでございますので、我々としては技術的な検討をしっかりとやって影響を及ぼさない形で御理解いただくよう進めているところでございます。

引き続き御意見いただいた先生方などとも意見交換をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○長田委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○日比野会長 私、日比野からコメントさせていただきますと、本件改正について全く異論はございません。経団連含めて産業界からの要望もかねて強かったということで、大変結構なことだと思いますけれども、今回拡大するPLCの利用範囲について、利用実態の今後の把握に努めていただくとともに、何か問題があれば、しかるべき迅速な対応をお願いしたいと考えております。

○山口電波環境課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○日比野会長 ほかに御質問、御意見等ございましたら、委員の先生方、お願いします。特によろしいでしょうか。

○長田委員 特に大丈夫です。

○日比野会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第7号につきましては、諮問のとおり改正することが適当で

ある旨の答申を行います。よろしいでしょうか。

○長田委員 賛成します。

○日比野会長 ありがとうございます。

○笹瀬委員 賛成です。

○日比野会長 はい、ありがとうございます。

○林委員 林です。賛同いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

○兼松代理 了解いたしました。

○日比野会長 特に異論がないようでございますので、そのように決することといたします。ありがとうございました。

## (2) 航空機局の無線設備等保守規程の認定

(諮問第8号)

○日比野会長 それでは、続きまして、諮問第8号「航空機局の無線設備等保守規程の認定」について、こちらは片桐基幹・衛星移動通信課長のほうから説明をお願いいたします。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 基幹・衛星移動通信課の片桐でございます。

諮問第8号「航空機局の無線設備等保守規程の認定」につきまして御説明させていただきます。

まず、1ページ目の説明資料のほうでございますが、航空機局等の無線設備保守規程の認定の制度に基づきまして、2番の申請の概要のところになりますが、日本航空株式会社、JALのほうから、航空機局13局の無線設備に関する保守規程の認定の申請があったところでございます。

この保守規程の認定制度がどのような制度かということで、2ページ目を御

覧いただきたいんですけども、航空機も無線局を持っておりまして、無線通信を行っているわけですが、従前は、毎年全ての無線局の無線設備について国等の検査を行っているところですが。これに代えまして、平成29年の電波法等の一部改正に伴いまして、航空機の無線局の免許人がPDC Aサイクルを活用しました無線設備等保守規程を作成して総務大臣の認定を受けます。そのことによって、点検・保守の柔軟な実施に資するということになります。また、毎年、保守点検の実施状況や不具合状況等を定期報告することによりまして、無線設備の点検・保守の確認間隔を拡大できるという制度でございます。

このページの右下のほうに、無線設備の点検に関する確認間隔が延長されるということが示してございます。黄色に塗られたところですが、例えば電気的特性の点検ですとか総合試験、これらの一部については、従来1年ごとに行っていた検査について、2年あるいは5年に1度で済むということになってございます。

3ページ目でございます。

認定に係る審査基準でございますが、こちらにつきましては、左にございますように8つの基準がございまして、こちらのほう、おおむね保守規定に基づきまして、十分な点検・保守等を実施するための能力や体制を有しているかどうかということを審査させていただくこととでございます。

4ページ目のほうに、今回の日本航空からの認定申請の概要のほうをまとめてございます。

航空機の無線局13局につきまして、日本航空は既に202局の無線設備の保守規程認定を受けておりますが、追加で保守規程の認定を受けるということとでございます。

無線局の点検・保守の形態につきましては、今回、日本トランスオーシャン

航空という日本航空の子会社がございますけれども、こちらのほうの航空機の一部が J A L と共同運航することになっておりまして、こちらについて、実際に点検・保守業務を行うのは日本トランスオーシャン空港、 J T A なんですけれども、全体を総合的に品質管理を監査し、あるいは適切な運用状況の改善等を行うことができるように、 J A L が自ら自社体制で行うということになってございます。

5 ページ、6 ページにつきましては、日本航空からの申請の概要でございますので、詳細は割愛させていただきます。

また、7 ページにつきましても、信頼性管理の管理値を日本航空が定めております。

9 ページ目でございますして、もろもろを踏まえまして、今回の申請の審査結果でございますけれども、これらにつきまして、関係法令及び電波法に適合しているかというのを審査いたしまして、いずれの①から⑧までの項目につきまして適当であるというふうに判断されることから、今回の保守規程の認定を行うことが適当と考えてございます。

10 ページ以降につきましては、電波法の関係規定でございます。

それから、別紙 1、別紙 2 に審査の詳細な審査の結果を記してございますが、委細にわたりますので割愛させていただきたいと思っております。

以上、航空機局の無線設備保守規程の認定につきまして、御審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、認定の、今般御答申をいただきました場合には、4 月 1 日に認定を行う予定でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○日比野会長 片桐課長、ありがとうございました。それでは、御質問、御意見等ございましたらお願ひいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、兼松先生、お願いします。

○兼松代理 片桐課長、どうも御説明ありがとうございました。

7ページ目でお尋ねしたいんですけども、9月から12月にかけては管理値を下回っているようなんですが、これについては、何か調査分析、必要な措置が講じられたのかどうか、あるいはその原因は何であったのか、そしてこの点について9ページの審査結果にどういうふうに反映されているのか教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

この7ページの表につきましては、大変不親切で申し訳ないのですが、管理値と信頼性管理のイメージでございまして、保守点検を行っていくわけでございますけれども、この管理値の基準と、実際の値を比べたときに管理値を満足しないということになると、非常に多くの不具合が発生しているということになります。あくまでこれはイメージ図ということですが、実際に発生したものではありませんので、これから発生した場合には、管理値を満足しないような値が発現したときに、しかるべき対策を取るということでございます。

あくまでイメージということでございますので、御容赦いただければと思います。

以上です。

○兼松代理 ありがとうございます。そうしますと、これは例えばということで、こうなったらこうするということの説明ということでございますね。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 御指摘のとおりでございます。大変失礼いたしました。

○兼松代理 ありがとうございます。

○日比野会長 ほかの先生方、いかがでしょうか。

林委員はよろしいでしょうか。

○林委員 はい、大丈夫でございます。ありがとうございます。

○日比野会長 長田委員もいかがでしょうか。

○長田委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○日比野会長 笹瀬委員はいかがでしょうか。

○笹瀬委員 はい、これで結構です。

○日比野会長 私も、今回のJALから申請された保守規程認定について異論は特にございません。

これはコメントですが、前回、昨年の秋にANAグループの実施報告をしていただいた際に、収集した不具合データを活用した取組の話があったと思います。本制度をまだ利用していない業者も、小さなLCC中心にあると思いますが、この取組が点検・保守の精度を向上させ、本制度利用の新たな動機となり、申請者の増加につながるということも期待したいと思います。

○片桐基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。JALグループ、ANAグループのほう、もちろん御指摘のとおり、今まで過去2年間で保守規程のほうの認定を受けてございますけれども、まだ全無線局、約2,700航空機局がございますが、そのうち今800ぐらいの局の保守規程の認定ということになっておりますので、また、より多くのデータを業界の中で共有していくというためにも、ますますこの制度の浸透を図ってまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

改めまして、委員の先生方、何か特にあれば。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第8号は、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行いますけれども、よろしいでしょうか。

- 長田委員 結構です。
- 日比野会長 よろしいですか。
- 笹瀬委員 結構です。
- 兼松代理 了解しました。
- 日比野会長 ありがとうございます。
- 林委員 賛同いたします。
- 日比野会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。
- 片桐基幹・衛星移動通信課長 どうもありがとうございました。
- 日比野会長 ありがとうございます。

## 報告事項（総合通信基盤局）

### （1）令和3年度電波の利用状況調査

○日比野会長 それでは、続きまして、報告事項「令和3年度電波の利用状況調査」について、布施田電波政策課長のほうから説明をお願いいたします。

○布施田電波政策課長 電波政策課の布施田でございます。報告事項の資料に沿いまして、報告させていただきます。

資料をめくっていただきまして、2ページ目でございます。

電波の利用でございますが、中段を見ていただきますと、電波の低い周波数帯から高い周波数帯まで様々な利用に使われてございます。これらの状況を調査していくというものでございます。

令和3年度は、中ほどに赤い縦線で714MHzのところを引いてございますが、これよりも高い周波数帯での利用を調査いたします。

次の3ページ目を御覧ください。

電波の利用でございますが、多くの電波の利用機器が国民の生活に浸透しております。また、今後新たな機器の普及も見込まれております。その新たな電波の利用を可能とするための周波数を確保するため、適正な電波の監視が必要だと考えてございます。下の絵の左側が714MHz以下のものがございます。ここは昔から使っている、つまり船舶無線、航空無線、または地上波のテレビ放送などに使われてございます。右側の714MHz超というところは、まさに利用がどんどん広がっているところでございまして、携帯電話や衛星通信などが入ってまいります。また、免許は出してございませませんが、免許不要局という扱いにしていますが、パソコンに入っているWi-Fiですとか、最近車の中にも入ってございます衝突防止用レーダー、こういうものも調査をしてまいります。

次の4ページ目を御覧ください。

上の枠の1つ目にございますが、電波法に基づきまして、毎年利用状況の調査、評価をしてございます。

電波法の条文を、この資料に書いていなくて申し訳ございません。電波法の第26条の2に、電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するために調査を行うという規定がございます。また、その調査については、無線局の数、無線通信の通信量、無線設備の使用の態様などを調査するとなっております。

下の周波数再編のサイクルを見ていただきたいのですが、左側に今申し上げました調査を行いまして、その結果に基づきまして、中ほどにございます周波数再編アクションプランというものを毎年出ささせていただいて、さらに必要がございましたら、右側の周波数割当計画という告示を出して、周波数の移行、また新しい技術の導入などを促しているところでございます。

5 ページ目を御覧ください。

令和 3 年度の電波利用状況調査の対象などがございます。

対象は、今申し上げました 7 1 4 MHz 超の周波数を利用する無線局です。

2 つ目が、調査対象の無線局でございます。令和 3 年 4 月 1 日現在において開設している無線局を対象といたします。現在想定でございますが、8 8 万局が対象になると考えてございます。

調査の方法でございますが、中ほどにございますが、3 つございます。左側の PARTNER 調査、これは総務省が有してございますデータベースから機械的に抜き出していきます。免許人の数、無線局の数、使われている電波の型式などを統計していきます。

2 つ目が、調査票の調査でございます。これは、免許人の方々に調査票をお送りしまして、実際、年間どのように使っているか、どこで使っているか、また、その無線機を今後数年の間に移行する計画があるかなどを調査してまいります。

また、右側にいきまして、電波の発射状況調査でございます。重点調査システムとなりますと、それについて実際の電波の発射の状況を調査してまいります。

下に、評価の方法がございます。無線局の増減などの分析を行い、また、社会的な重要性ですとか災害時の備えなども評価させていただいて、総合評価をまいります。

次の 6 ページを御覧ください。

今申し上げました重点調査の対象システムでございます。

無線局の中には、使用期限が決められているものですか、アクションプランの中で今後デジタル化が促されている無線局などがございます。そういうものについては、重点的に調査をしていきたいと考えてございます。

下側に絵で示している2つのシステムを対象にしてございます。左側に1.2GHz帯の画像伝送用の携帯局でございます。従前はラジコンヘリコプターを想定していたものでございますが、現在ではドローンによく使われている無線局で、アナログ方式でございます。こちらの無線局は2.4GHz帯、5.7GHz帯への移行が進められてございますので、現在の状況を調査いたします。

また、映像のFPU無線局、こちらはテレビの放送事業者が番組素材の中継などに使う無線局でございますが、この周波数帯については、無線LANが6GHz帯まで拡張しようという世界的な流れにございますので、このFPUの利用状況調査を詳細に把握したいと考えてございます。

以上が重点調査システムでございますが、7ページ、2ページにわたりますが、そのほか、調査票をお送りするシステムを一覧として載せてございます。

最後、8ページ目でございますが、調査の結果でございます。

こちらは、各地方の総合通信局管区ごとにまとめ、また、周波数帯ごとに調査結果、評価結果案をまとめてまいります。

スケジュールを御覧ください。中ほどに令和3年度の調査が書いてございます。4月1日が調査基準日でございますが、6、7、8月にかけて調査票調査をしてまいります。また、秋頃に発射状況の調査、評価結果案を各地方局ごとにまとめ、また、全国でもまとめてまいります。最後には、来年の7月を想定してございますが、評価結果案を諮問させていただきます。

評価結果案といいますのは、例えば適切に運用されている、または、この周波数帯は今後別な周波数帯への移行が推奨される、または新しいデジタル方式の導入が推奨されるなど、評価案を出していくところでございます。

このように進めまして、令和3年度の利用状況調査をしていきたいと考えてございます。

以上、報告でございました。よろしくお願いいたします。

○日比野会長 布施田課長、ありがとうございました。

それでは、先生方から御質問、御意見等お願いいたします。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、兼松先生。

○兼松代理 布施田課長、どうも御説明ありがとうございました。この電波利用状況調査というのは毎年行っていると思えますけれども、この調査票を配った相手先というのは必ず回答するものなのではないでしょうか。回答率について、今までお尋ねしたことがなかったと思えますので、念のためお伺いいたします。

○布施田電波政策課長 回答率、具体的な数字では出てきてございませんが、ほぼ回収してございます。回収期限どおりにはなかなか来ないのですが、その後は各免許人のほうに、これは法律に基づく調査でございませぬという調査の背景なども御説明をして催促する形になりますけれども、しっかり回収させていただいております。ほぼ回収できているという状況でございませぬ。

○兼松代理 ありがとうございます。今までその点を確認していなかったように思いましたので、よく分かりました。ありがとうございます。

それから、毎年たしかこの利用状況調査に関しては結構大変であるというふうに回答者の方から意見が出ていたような気がしますけれども、総務省におかれても、回答しやすいようにいろいろ工夫をされているかと思えますけれども、非常に電波の利用が逼迫している中で、やはり重要な調査だと思っておりますので、今後もぜひ回答していただけるように、引き続き努力をしていただきたいなと思えます。

以上は意見でございませぬ。ありがとうございます。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。今年度からは、調査票は完全オンラインで対応いたしますし、また、この調査の趣旨、背景なども丁寧に御

説明していきたいと思います。ありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございます。あとの委員の先生方、いかがでしょうか。

○笹瀬委員 笹瀬です。よろしいでしょうか。

○日比野会長 お願いします。

○笹瀬委員 非常に重要だと思いますけれども、6ページ目にありますように、諸外国の検討で、日本だけ閉じている周波数ではないので、そういうことで海外の動向を踏まえながらあらかじめアンケートを取るときに対象の方にお伝えしているのでしょうか。多分、日本の国策としてこういう周波数を使いたいとか、それから、どうしても移行するのに時間かかりますので、移行せざるを得なくなる可能性もあることに関しては、前もって、そういうことも免許人の方にお伝えをして、移行する可能性のようなことに関してもお伝えしているのでしょうか。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。御指摘いただきました、特に重点調査の対象になった方々には、なぜそこが重点調査になっているのかという趣旨は御説明させていただきますので、そこで国際動向のことを把握した上で、そちらが重点調査の対象になっていますという御説明はさせていただきます。

以上でございます。

○笹瀬委員 ありがとうございました。

○日比野会長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

○長田委員 長田からは特にございません。ありがとうございます。

○日比野会長 林先生、いかがでしょうか。

○林委員 私もございません。結構でございます。ありがとうございます。

○日比野会長 私から1つコメントですが、今回重点対象にもなっている6G

H z 帯の共用、効率的な周波数活用に関しては、いつも F P U を使用する放送事業者と、通信事業者とのせめぎ合いがパブコメでも大変激しく出てまいりますので、ぜひこの辺りは、特段丁寧に調査を行っていただければと思います。

○布施田電波政策課長 承知いたしました。ありがとうございます。

○日比野会長 あと、よろしいでしょうか。

それでは、本件は報告事項でございますので、本報告につきましては終了ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

布施田課長、ありがとうございました。

○布施田電波政策課長 ありがとうございます。

(2) 第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る  
認定申請の受付開始

○日比野会長 それでは、続きまして、こちらも報告事項ですが、「第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始」について、田中移動通信企画官から説明をお願いいたします。

○田中移動通信企画官 移動通信企画官の田中でございます。よろしく願いいたします。

それでは、報告説明資料「第5世代移動通信システム普及のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始」につきまして、御説明申し上げます。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページ目を御覧ください。

1. 7 G H z 帯、東名阪以外の地域の割当てでございますけども、こちらの開設指針案につきましては、去る1月12日の電波監理審議会にその原案を諮問させていただきまして、原案のとおり適当である旨の御答申をいただきました。

て、ありがとうございました。

そののち、2月12日に、本開設指針につきましては、官報に掲載し告示を行いました。2月12日から3月15日、来週の月曜日まで開設計画の認定申請の受付を行っているところでございます。

この後の運びでございますけども、来週の月曜日に締め切った後に、提出されました開設計画につきまして、最低限の要件を満たしているかにつきまして絶対的審査を行いまして、その審査をクリアした事業者が複数ある場合には比較審査を行いまして、1者につきまして次の電波監理審議会に諮問した後、適当と認められましたら、その方を開設計画の認定行って周波数の割当てを行おうとするものでございます。

なお、資料3ページ目以降、参考1から資料をおつけしておりますが、こちらにつきましては、前回の電波監理審議会でご説明した資料でございますので、この場では割愛させていただきます。よろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございました。それでは、本件につきまして、委員の先生方から何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。

○林委員 林でございます。

今回の東名阪以外の1.7GHz帯の周波数割当て審査に当たり、電波監理審議会として事業者ヒアリングを実施する予定はおありでしょうか。本件につきましては、世間の関心も高いところでもございますし、また、事業者の事業の根幹にも関わるところでございます。とりわけ今回は、1枠を1社に割り当てるため、各社の開設計画のより一層の深い理解と、透明性・公平性の観点からも、できれば、是非実施していただきたいと思います。前回の5G導入の周波数割当ての際に、事業者へのヒアリングをすることについて、本審議会において決定を行っていたかと思っておりますので、今回もそれに基づいて行うことができるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○日比野会長 ほかの委員の先生方、長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 長田でございます。これまでも直接御説明をいただくことで、私どもも、今回はどこか1者を選ぶということになると思うんですけど、そういう非常に大切な役割を果たすためには参考になりますので、ぜひヒアリングを実施していただければと思います。よろしくお願いします。

○日比野会長 すいません、ほかの先生方、よろしいでしょうか。

○笹瀬委員 賛成です。ぜひよろしくお願いします。

○兼松代理 ヒアリングについては賛成いたします。

○日比野会長 それでは、本件につきましては、おおよそ同意が得られたと思いますので、電波監理審議会として申請者に対するヒアリングを行うことといたします。

先ほどの御説明の中では、4月期の電波監理審議会に諮問予定とのことですので、それまでに臨時の電波監理審議会を開催してヒアリングを行うこととして、開催日時や実施方法等につきましては事務局において調整をお願いしたいと存じます。

その他、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

それでは、本報告事項につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

○田中移動通信企画官 ありがとうございました。失礼いたします。

○布施田電波政策課長 失礼します。電波政策課ですが、よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、お願いします。

○布施田電波政策課長 電波政策課の布施田でございます。

先ほど御質問いただいた件につきまして、その場で定性的にお答えいたしましたが、調査の回収率でございますが、昨年の例で言いますと3,045の免

許人に調査票を送りまして3,039の免許人から回収をしております、回収率で言いますと99.8%で回収をさせていただいております。報告させていただきます。

失礼いたしました。

○日比野会長 ありがとうございます。

○兼松代理 ありがとうございます。

○日比野会長 それでは、以上で総合通信基盤局の審議は終了ということになります。総合通信基盤局の職員は退出をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

○日比野会長 それでは、情報流通行政局の職員に入室をお願いします。

(情報流通行政局職員入室)

○日比野会長 それでは、審議に先立ちまして、総務省の皆様には御挨拶をさせていただきます。

電波監理審議会委員の互選によりまして、本日、先ほど電波監理審議会の会長に就任いたしました日比野でございます。

何分、不慣れなこともございますので、皆様の協力を得ながら、会長としての責務を果たしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

兼松代理からも一言お願いします。

○兼松代理 引き続き会長代理を務めます兼松でございます。よろしく願いいたします。

一言申し上げたいんですけれども、情報流通行政局におかれましては、このたび、東北新社との会食問題、また放送法違反の疑問が生じたということで、非常に私としては残念なことだと思っております。総合通信基盤局の方にも申し上げましたけれども、放送事業者というのは免許業者でございます、極め

て限られたプレーヤーが市場で競争するという業界でございますので、これと付き合いのある総務省というのは、許認可をする立場としては、疑念を持たれるような行為は一切行ってはいけないというふうに思っております。私が委員に就任してからも、BSのチャンネルの割当ての案件がございまして、この案件においても、私、コンプライアンスということを意見として申し上げさせていただいたわけですが、まさに今回の問題はコンプライアンスの問題、倫理法・倫理規程の遵守という問題が発生しているわけでございますので、どうぞ情報流通行政局の方におかれましては、今後きちんと襟を正しまして、公正中立ということに疑念を持たれることがないようにお願いしたいと思います。私ども審議会としましても、これまで以上に公正中立という点に非常に厳しい目を持って審議してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。

私も、会長をお引受けした際の御挨拶で申し上げたのですが、兼松会長代理の御指摘のとおり、当審議会が期待される機能を果たすために、それから審議会の存在意義自体にも関わることだと思いますが、総務省における行政の公正性というのは大前提ということでございますので、ここに疑念を抱かれるようなことがゆめゆめないように、しっかりとこれからも放送行政をリードしていただきたいと期待をしております。よろしく申し上げます。

それでは、審議を再開したいと存じますが、その前に、先般の人事異動によりまして、新たに着任をされた幹部の皆様から一言御挨拶をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○吉田情報流通行政局長 情報流通行政局長を拝命しました吉田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

また、兼松委員、あるいはその後に会長からも御発言あった件につきまして

て、倫理法事案に違反する事案が起こったということで、その他様々な指摘がなされております。大変申し訳ございません。会長がおっしゃいました公正性が大前提ということをご改めまして肝に命じまして、行政に当たりたいと思っております。

以上です。

○日比野会長 よろしく申し上げます。

○藤野大臣官房審議官 大臣官房審議官の藤野と申します。2月20日付で、放送のほうの担当を拝命いたしました。よろしく願いいたします。

今、局長の吉田から申し上げましたけども、日比野会長、兼松代理から御指摘いただきましたとおり、放送行政も含めて、総務省の行政がいろいろな信頼を損なうような状況になっているということで、誠に申し訳ございません。信頼を取り戻すべく、それぞれが襟を正して努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○日比野会長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

## 諮問事項（情報流通行政局）

（3）日本放送協会放送受信規約の変更の認可

（諮問第9号）

○日比野会長 それでは、審議を再開したいと思います。

諮問第9号「日本放送協会放送受信規約の変更の認可」につきまして、井幡放送政策課長のほうから説明をお願いいたします。

○井幡放送政策課長 放送政策課長の井幡でございます。どうぞよろしくお願い

いたします。

諮問第9号関係「日本放送協会放送受信規約の変更の認可」について御説明をさせていただきます。

今般、日本放送協会、NHKのほうから、放送法第64条第3項の規定に基づきまして、受信規約の変更認可申請がございました。

NHKにおきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、令和2年の4月から令和3年の3月までの間の受信料について支払猶予を適用しておりました。具体的には、受信規約第12条の2におきまして、放送受信契約者が放送受信料の支払を3期分以上延滞したときは、所定の放送受信料を支払うほか、1期当たり2.0%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならないという規定がございます。令和2年4月から令和3年3月までの期間につきましては、この3期分以上延滞した場合においても、この延滞利息は発生しない、支払わなくてもよいという特例を適用してきたところでございます。

今般の申請でございますけれども、この特例が令和3年3月で終了いたしますところ、これを半年間延長いたしまして、令和3年の9月まで延長したいということで、それに伴う受信規約の変更の申請があったものでございます。

具体的な改正内容でございますけれども、資料の7ページでございます。

新旧対照表でお示ししておりますけれども、変更箇所は期日です。「令和2年10月1日から施行する」となっているところを「令和3年4月1日から施行する」とし、「令和3年3月まで」となっているところを「令和3年9月まで」と変更するものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 はい、お願いいたします。

○兼松代理 御説明どうもありがとうございました。兼松でございます。

事前説明のときもお伺いしたんですけども、この制度自体は非常にいいことだと思っているんですが、利用状況が若干少ないのかなというふうに思っております。実際のところ、どのぐらいの申出がなされているのかということについて改めてお伺いしたいと思います。

○井幡放送政策課長 ありがとうございます。例年ですと、大体3万件ぐらいの支払の延滞があったということでございますが、令和2年の4月から今現在までの間でなされた支払猶予の申出が9万件であるということでございますので、その間6万件の増加が発生しているということでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。その6万件に増加しているということで、それに対して、この申出といいますか、利用している状況というのはどんなものなんでしょうか。

○井幡放送政策課長 今申し上げました数字は、支払猶予の申出があった件数でございますので、まさに利用されている数字ということでございます。

○兼松代理 ありがとうございます。

ただ、利用者というか契約者の数からいうと、件数としてはあまり多くないのかなというふうに思っておりますが、その辺はどのような理由というか原因があるかというふうにお考えでしょうか。

○井幡放送政策課長 NHKにおきましても、周知の活動はしていただいているのですが、それが十分であったかどうかというところはあろうかと思えます。今般延長するに当たりまして、改めてNHKに対して、この周知の徹底をお願いしたいと考えております。

○兼松代理 ありがとうございます。まだまだコロナの収束というのもそう簡単には見えてこないところでございますので、引き続き周知徹底をNHKにお

いては努めていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

林委員はいかがでしょう。

○林委員 ありがとうございます。大丈夫でございます。

○日比野会長 長田委員はいかがでしょう。

○長田委員 長田でございます。適正な措置だと思います。賛成いたします。

○日比野会長 ありがとうございます。笹瀬委員はいかがでしょう。

○笹瀬委員 適正だと思います。賛成します。

○日比野会長 ありがとうございます。

私も、現在の新型コロナウイルス感染症拡大の状況、あるいはそれが引き起こす経済実態を踏まえれば、期間の延長は妥当だと思います。兼松先生がおっしゃったとおり、周知徹底を一段と行き、利用を進めていただければと思います。

それでは、諮問第9号は諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行いたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○兼松代理 結構でございます。

○笹瀬委員 結構です。

○長田委員 特に異議はございません。

○林委員 賛同いたします。

○日比野会長 それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

(4) 日本放送協会に対する令和3年度国際放送等実施要請

(諮問第10号)

○日比野会長 続きまして、諮問第10号「日本放送協会に対する令和3年度国際放送等実施要請」について、こちらも井幡放送政策課長から説明をお願いします。

○井幡放送政策課長 諮問第10号「日本放送協会に対する令和3年度国際放送等実施要請」につきまして、御説明をさせていただきます。

NHKのいわゆる国際放送でございますけれども、ラジオとテレビ、それぞれございます。

資料の1ページ目でございますが、まず、ラジオに関してでございますけれども、放送時間は1日延べ64時間23分、言語につきましては、日本語を含めて18言語、送信施設については、国内が1か所、それから海外の中継局が17か所ということで、使用している電波につきましては、短波、FM、中波と3種類ございます。

次に、2ページでございますけれども、テレビでございます。

放送時間については、外国人向けが1日23.7時間程度、邦人向けが1日5時間程度ということでございます。使用言語は日本語と英語の2か国語でございます。送信衛星については、外国衛星が36基ということで、受信方法については、ケーブルテレビですとか、直接受信のほかにケーブルテレビ、ホテルなどでも視聴が可能ということになっております。

次に、資料の3ページでございますが、この国際放送につきましては、放送法第65条に、「総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる」と規定されております。第2項におきましては、総務大臣は、前項の要

請する場合には、放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。3項におきまして、「協会は、総務大臣から第1項の要請があったときは、これに応じるよう努めるものとする」と規定されているところでございます。これに関しまして、総務省におきましては、予算といたしまして約35.9億円を計上しているということでございます。

要請の中身でございますけれども、まず、ラジオでございます。

ポイントでございますけれども、1番の放送事項(2)の部分でございます。今年度と同様に、来年度につきましても、放送に当たっては、北朝鮮による日本人拉致問題及び新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新状況に特に留意することということを、この実施要請書の中に盛り込んでいるところでございます。

変更点につきましては、この要請に応じて行う業務の実施期間、これを、年度が替わりますので修正を行うというものでございます。

次に、テレビでございます。

同じくポイントになりますのは、1番の放送事項の(2)でございます。

「上記事項の放送に当たっては、新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること」ということで盛り込んでいるところでございます。

変更箇所でございますけれども、赤字の部分でございます。オリンピック・パラリンピックの年度が替わっておりますので、その記述ぶりを変更したことで、ラジオと同じく、実施期間につきまして年度が替わりましたので、その部分の修正を行ったというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○日比野会長 井幡課長、ありがとうございました。本件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

○林委員 すいません、林でございます。

○日比野会長 はい、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。1点でございます。国際放送に当たっては、「新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること」とございます。この点について1点意見がございます。この記述は昨年と同様ではございますが、この点、総務省が2020年6月に出された、「新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査」によると、コロナに関する情報やニュースを見聞きした情報媒体は、民間放送が71.6%、「Yahoo!ニュース」が62.6、NHKが50.5%の順になっておりまして、NHKは3番目の後塵を拝しているようでございます。特に、10代から20代の若年層は、「LINE NEWS」、「Twitter」、「YouTube」、「Instagram」といった手段が他の年代より高い割合で、NHKの視聴割合が他の年代より低かったという調査結果が出ております。その一方で、信頼できる情報の情報源やメディア・サービスを聞くと、NHKが43.7%とトップで、40.1%の政府発表や38.0%の民間放送よりも高い結果が出ております。要するに、NHKは視聴者から正確で信頼できるメディアであるとは認知されているものの、視聴者がわかりやすいように工夫された情報かという点、民放や他のメディアと比べると見劣りするとも読み取れるわけですし、以上はもとより国内の視聴者をもとにした調査ですので、本諮問の対象となっている国際放送の視聴者とはターゲットが異なっているわけではございますが、おそらく傾向としては国際放送としても同じような傾向が出るのではないかと存じます。そうだとしますと、本実施要請書案にある、「新型コロナウイルス感染症に関する国内の最新の状況に特に留意すること」の含意ですが、これはコロナの国内の感染状況に関する「正確で信頼できる」情報の伝達というだけでなく、その情報が視聴者に「視聴者にとってわかりやすいように工夫され

たもの」であることが必要であると存じます。特に日本はコロナ対策として、罰則付きのロックダウンなどは行わず、いわば検疫、営業時間の短縮といったソフトな制限を行った世界でも稀なケースですが、それでもそれなりにコロナの押さえ込みにある程度成功している国でもありますので、そのあたり、外国からみると分かりにくいところもございまして、情報の伝え方に対する工夫は国内視聴者以上に重要ではないかと存じます。以上です。

○日比野会長 井幡課長、何かコメントございましてでしょうか。

○井幡放送政策課長 先生御指摘の点、十分踏まえて、NHKのほうにも対応いただきたいというふうに考えております。

○日比野会長 ありがとうございます。そのほかの委員の先生方、いかがでしょう。

○兼松代理 よろしいでしょうか。

○日比野会長 兼松会長代理、お願いします。

○兼松代理 兼松でございます。御説明ありがとうございました。今の林委員のお話より、より漠然とした話になるんですけれども、この要請放送というのはNHKの自主放送と一体になって行われますので、特に要請放送自体の効果がどうだったというはかり方はできないと思うんですけれども、それにいたしましても、NHKの国際放送に対して、その視聴者のほうからどういうフィードバックがなされていて、それが何か反映されているのかというようなことは、NHKは把握されているのかもしれませんが、総務省のほうでも何かその点について把握されているか、あるいは報告を受けているのでしょうか。

○井幡放送政策課長 具体的な報告というのは、私どものほうでは情報を把握しておりません。もちろん、国の予算を使う事業でございまして、今後どういう検証の仕方があるのかということは検討してまいりたいと思っております。

○兼松代理 ありがとうございます。おっしゃるとおり、予算を使うものですので、何も効果がないということがないようお願いしたいと思っております。

○日比野会長 そのほか、長田委員はいかがでしょうか。

○長田委員 私からは特にございません。ありがとうございます。

○日比野会長 笹瀬先生、いかがでしょうか。

○笹瀬委員 ちょっと初歩的な質問で申し訳ないんですけども、例えばコロナウイルスの感染症に関する国内の動向というのはよく分かるんですけども、実際は今、皆さん、若い方を含めて、年配の方は特に、ワクチンがどうなっているか非常に興味があると思うんです。そういうことで、邦人で海外にいらっしゃる方に対しての放送なので、そういうことに関して、海外にいる日本人の方に対して、ワクチンがどうなっているかとか、そういうふうな情報は流しているのでしょうか。例えば大使館に行って打てるとか、細かいことは言えないにしても、日本の外務省や厚生省が海外にいる日本人に対して周知したい内容などを、国からお願いをして流すようなことは、特にNHKにお願いされているのでしょうか。

○井幡放送政策課長 個別具体的にどういったものが放送されているかというところまでは、私ども把握はしておりませんが、当然使用する言語には日本語も含まれておりますので、海外に在住の日本の方に向けても情報発信はされているんじゃないかというふうには思っております。

○笹瀬委員 分かりました。

○日比野会長 あとはよろしいでしょうか。

林先生から大変興味深いデータを紹介していただきましたが、私も国の予算の36億円近くを使う事業ですので、費用対効果は常時しっかり見ていく必要があるのだらうと思いました。

本諮問については賛成でございますが、そういった感想を持っております。

あとは、特によろしゅうございますでしょうか。

それでは、決を採ります。諮問第10号につきましては、諮問のとおり要請することが適当である旨の答申を行いますけれども、よろしいでしょうか。

○兼松代理 賛同いたします。

○笹瀬委員 賛同いたします。

○日比野会長 はい、ありがとうございます。

○林委員 賛同いたします。

○長田委員 賛成でございます。

○日比野会長 ありがとうございます。それでは、そのように決することといたします。ありがとうございました。

以上で、情報流通行政局の審議を終了いたします。情報流通行政局の職員の方々は退出をお願いいたします。

○井幡放送政策課長 どうもありがとうございました。

○日比野会長 ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

## 閉 会

○日比野会長 それでは、本日はこれにて終了ということになります。

答申した旨の通知につきましては、所定の手続によりまして、事務局のほうから総務大臣宛て提出してください。

次回の開催は、4月14日水曜日、10時から定例会を予定しております。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。